登園（校）届

医療機関記入欄

下記患者は、おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）と診断します。

　　　　　　　　　　 　　　　患者氏名

　　　　　　　　　　 　　　　診　断　日　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　 　　　　医療機関名

　　　　　　　　　　 　　　　医師氏名

学校保健安全法施行規則第19条第2項において、おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）の出席停止期間の基準は、「耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで」とされています。

登園（校）を再開する場合は下記様式をご利用ください。

保護者記入欄

（※ 下記に☑チェックが入る必要があります。）

□　耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、全身状態が良好になりました。

症状が始まった日：　　　月　　　日（保護者記入）

＊ 発現した後とは、病院を受診した日ではなく症状が始まった日で、その日を0日と数えます。

5日経過し、6日目から登園（校）可です。

上記の基準を満たし、集団生活に支障がない状態と判断できますので出席停止措置の

中止をお願いいたします。

年　　　月　　　日

保護者氏名